滋賀県市町対話システムに関する申合せ

(目的)

第1条 この申合せは、滋賀県市町対話システムに関し必要な事項を定め、対等なパートナーとしての県と市町のより適切な連携・協力関係を構築し、県と市町の協働による自治の創造に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この申合せにおいて「滋賀県市町対話システム」(以下「対話システム」という。) とは、県政の基本的な政策を立案する過程において、市町からの意見の提出および提案の 機会を確保し、これらに的確に応答する手続ならびに自治の基本に関わる重要な事項につ いて、県および市町が双方向で議論する手続をいう。

(対象)

- 第3条 対話システムの対象は、次に掲げるものとする。
 - (1) 市町の事務に影響を及ぼすと考えられる県行政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定または改廃
 - (2) 県の長期構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定(迅速性または緊急性を要するものを除く。)
 - (3) 県および市町に共通する自治の基本に関わる重要な事項(手法)
- 第4条 対話システムの手法は、原則として、次に掲げるものとする。
 - (1) 担当部課における文書往復、説明会の実施または協議会その他の検討の場の設置
 - (2) 副知事および県の担当部局長ならびに副市町長を構成員とする滋賀県・市町調整会議 (以下「県市町調整会議」という。)の開催
 - (3) 知事および市町長を構成員とする滋賀県首長会議(以下「首長会議」という。)の開催
- 2 県および市町は、事案の内容を踏まえ、前項各号のいずれかまたは複数を組み合わせて 実施する。

(県からの意見聴取)

- 第5条 県は、第3条第1号および第2号に掲げるもの(以下「計画等」という。)の立案 をしようとするときは、対話システムによりあらかじめ市町に計画等の案を示し、意見を きくものとする。
- 2 県は、前項の規定により計画等の案を示すときは、併せて当該案の作成趣旨、目的および背景その他参考となる資料を提供するよう努めるものとする。

(市町からの提案)

第6条 市町は、第3条各号に掲げるものに関し、県に対し提案を行うことができる。

(首長会議および県市町調整会議の開催)

- 第7条 首長会議および県市町調整会議は、県または市町が必要と認めるときに調整して 開催する。
- 2 首長会議は、必要があるときは、会議の議事に関係ある者の出席を求めることができる。 (事務局)
- 第8条 首長会議および県市町調整会議の事務局は、滋賀県総務部市町振興課、滋賀県市 長会事務局および滋賀県町村会事務局が所掌し、庶務は、滋賀県総務部市町振興課におい て処理する。

(市町からの意見等の考慮)

- 第9条 県は、第5条および第6条の規定により市町から提出された意見および提案なら びに首長会議および県市町調整会議における議論を考慮して、計画等について意思決定を 行うものとする。
- 2 県は、前項の規定により計画等について意思決定を行ったときは、市町に対して説明責任を果たすよう努めるものとする。

(適用除外)

- 第10条 次に掲げる場合は、この申合せは適用しない。
 - (1) 県の計画等の立案に際し、法令または条例の規定により市町への意見聴取が義務づけられている場合
 - (2) 附属機関等において計画等の案に関しこの申合せに定める手続に準じた手続を経て 策定した報告、答申等に基づき、県が計画等を立案する場合

(その他)

第11条 この申合せに定めるもののほか、対話システムに関し必要な事項は、首長会議の 構成員の協議により決定する。

付 則

- 1 この申合せは、平成20年4月15日から施行する。
- 2 この申合せの施行の際、現に立案の過程にある計画等で、市町からの意見の提出および 提案の機会を確保する手続を経たものについては、この申合せは適用しない。
- 3 平成 18 年 12 月 26 日付け滋賀県自治創造会議の設置についての申合せは、これを廃止する。

付 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この申合せは、平成27年7月2日から施行する。